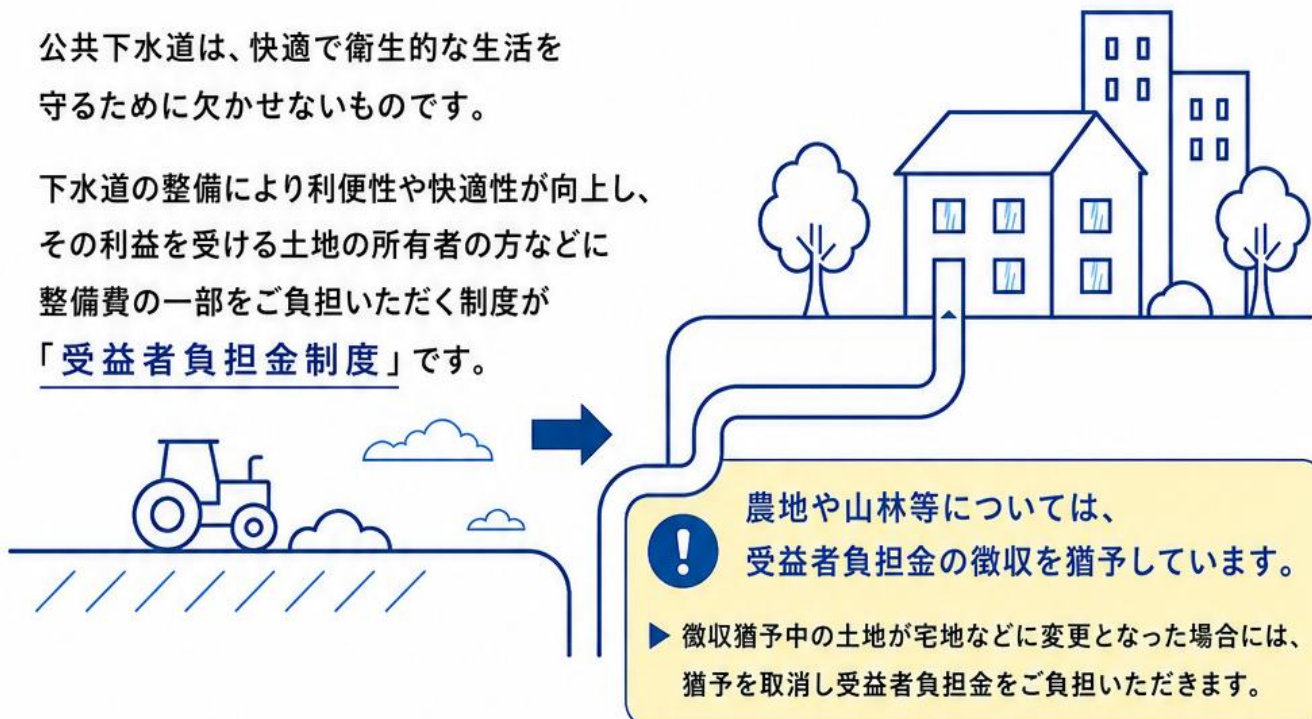


＼ 下水道整備で 暮らしを豊かに ／

下水道事業受益者負担金制度のご案内

公共下水道は、快適で衛生的な生活を守るために欠かせないものです。

下水道の整備により利便性や快適性が向上し、その利益を受ける土地の所有者の方などに整備費の一部をご負担いただく制度が「受益者負担金制度」です。



一度だけのご負担
整備に伴う負担は一度だけです。



面積に応じて決定
土地の面積に応じて金額が決まります。



一括・分割どちらも可能
納付方法は一括または分割から選べます。

よくあるご質問

Q1

誰が納めるの？



土地の所有者
(または相続人)の方が納めます。

Q2

所有者が変わったら？



双方合意の上、手続きにより受益者の変更が可能です。

Q3

金額はいくら？



土地面積(㎡)×350円
(例)200㎡の場合

70,000円

※一括納付の場合、負担金から報奨金を差し引いた額を納めていただきます。

Q4

支払い時期は？



納入通知書に記載された納期限までにお支払いください。

Q5

減免制度は？



公共性がある道路や公園など、基準に該当すると減免対象となる場合があります。決められた期限までに申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。



公共下水道整備の推進のため、ご理解とご協力をお願いいたします。



お問い合わせ先

清瀬市 都市整備部 建設課 下水道係

☎ 042-497-2531